群馬県の傷病鳥獣救護の”現在（いま）”

群馬県環境森林部自然環境課

１．はじめに

群馬県では、鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、傷ついた鳥獣を救護し野生復帰させる活動を実施しています。

近年、鳥獣を取り巻く社会環境は変化しており、野生鳥獣による農林水産業や生態系への被害が増加しています。また、鳥インフルエンザ等動物由来感染症によるリスクも認識され始めており、傷病鳥獣救護のあり方について検討する必要があります。

ここでは、野鳥病院を中心として現状を整理し、課題等について報告します。

２．傷病鳥獣救護事業について

①考 え 方：野生鳥獣は生態系を構成する要素の一部であり、自然の中での生死がその重要な役割であるという原則を踏まえ、傷病鳥獣への対応を通じ、人と野生鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を図ります。

②保護施設：当県では、昭和 51 年に県有施設として野鳥病院（林業試験場内：北群馬郡榛東村新井 2935）を設置するとともに、昭和 54 年から市立桐生が岡動物園（桐生市宮本町 3-8-13）に保護収容を委託しており、全国的に見ても早くから整備を進めています。

③対 象 種：発見者から傷病鳥獣の届け出があった鳥獣を原則対象にしています。

④救護体制：発見者から県機関【（環境）森林事務所、自然環境課】へ通報があった場合、保護施設と調整し、発見者が直接搬入もしくは県機関で引き取り保護施設へ搬送します。

３．野鳥病院の収容状況

野鳥病院の近年の年間収容数は 300 羽程度で、うち、ひな（幼鳥）が 150 羽程度と収容数の約半分を占めています。放鳥して野生復帰できるものは約 3 割となっています。

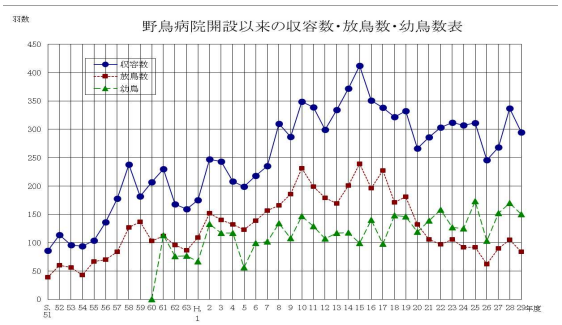

４．課題と今後の対応について

①鳥獣保護の啓発：鳥獣保護は、ペットに対する動物愛護と混同されがちですが、鳥獣を含む生物全体ひいては自然全体を守るということであり、人と鳥獣との適切な関係が求められています。例えば、巣立ち前後のひなを保護することは状況を適切に判断しなければ自然の生態に人為的に介入することとなってしまいます。このため、野鳥の生態を含め正しい鳥獣保護を普及啓発していく必要があります。

②効 率 的 な 救 護：近年、群馬県では野生鳥獣による被害が増加しており、捕獲や防除などの対策を進めています。同じ鳥獣を一方で捕獲し、一方で保護して野生復帰を行うという矛盾を抱えており、今後、傷病鳥獣の選別について検討を行う必要があると思います。

③動物由来感染症：例えば、保護した野鳥が鳥インフルエンザに感染していることも想定されるため、発見者と収容者の安全確保や、野鳥病院内で発生した際の対応なども検討を進めています。

キーワード：傷病鳥獣、野鳥病院、ひな